受託研究契約書（ひな形）

　公立大学法人広島市立大学（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）は次の条項により受託研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本研究）

第１条　甲は、乙より｢●●●｣研究（以下「本研究」という。）を、本契約の定めに従って受託する。

２　本研究については、別紙の研究計画書（以下「本計画書」という。）の内容に基づき遂行するものとする。

３　甲は、甲に在籍する学生を、本契約の義務を負わせた上で本研究に参加させることができる。

（本研究の経費負担）

第２条　乙は、本研究に要する甲の受託研究費として、甲が定める期限までに甲が送付する納入通知書により金●●●円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を支払うものとする。

なお、受託研究費の内訳は次のとおりとする。

直接経費　●●●円　　算出式：「直接経費＝受託研究費総額－間接経費」

間接経費　●●●円　 算出式：「間接経費＝（受託研究費総額－10万円）×10%」

２　本研究の実施に伴い、甲に前項の金額を超える経費が必要となった場合には、甲乙協議の上、乙は追加の受託研究費を甲に支払うものとする。

３　本条第１項及び第２項により納付された受託研究費に不用額が生じた場合、乙は甲に返還請求することができるものとする。甲は乙より返還請求を受けた場合、これに応じなければならない。

４　甲が受託研究費により購入した設備、備品、図書等は甲に帰属するものとする。

（技術的情報資料の開示）

第３条　甲及び乙は、本研究を遂行するために必要又は有益である自己の保有する技術的情報資料について、相手方に適宜これを開示提供するとともに、相手方よりその開示提供を求められたときにも誠意をもってこれに応じる。ただし、第三者から秘密保持義務を負っている情報についてはこの限りではない。

（研究場所への訪問）

第４条　乙は、あらかじめ甲の同意を得た上で、甲が本研究を遂行している場所を適宜訪問することができる。ただし、この訪問に際しては、当該場所における諸規規程を遵守しなければならない。

（第三者への委託）

第５条　甲は、本計画書に定める研究の全部又は一部を第三者に委託する場合は、事前に相手方の書面による承諾を得るものとする。この場合、甲は自己の責任において、当該委託先に本契約の定めを遵守させるものとする。

（技術会議）

第６条　甲及び乙は、本研究を効率良く遂行するために、必要に応じて適宜技術会議を開催し、本研究の具体的な遂行方法、進捗状況、内容、結果報告その他本研究に関わる技術的事項につき検討することができる。

２　前項の技術会議の議事は、その都度、議事録に記録し、甲乙が確認をする。

３　第１項の技術会議にかかわらず適宜、乙は甲に本研究の進捗状況の開示を求めることができる。

（技術的成果の帰属）

第７条　本研究より生じた発明、考案、意匠、ノウハウ、その他の技術的成果、著作物の創作、その他知的財産（以下「本発明等」という。）に関する帰属は、発生の都度、甲乙別途協議の上決定する。ただし、相手方の技術的協力（情報の提供を含む。）を得ずに甲又は乙が単独で開発したと相手方が認めるものについては、当該本発明等の権利は、開発した側に単独で帰属する。

２　乙は、本発明等又は本発明等から生じた登録した権利の帰属が甲単独となったものについて、出願日より２年９か月に当たる日までに申し出て、第三者に優先して甲の承認により甲から譲渡を受けあるいは通常又は専用実施権を取得することができる。

３　前項の譲渡の対価の額又は実施料については、甲乙別途協議するものとする。

４　本条第２項にかかわらず、甲単独で出願した本発明等で、出願日から２年９か月を過ぎた日までに、乙が譲渡又は専用実施権を申し入れない場合は、甲は第三者に通常実施権の許諾をすることができる。

（既存の発明等の使用）

第８条　甲及び乙は、自己及び相手方の既存の発明等を本研究に使用することを希望する場合は、事前に相手方に通知するものとし、当該既存の発明等の使用の適否について甲乙協議の上、対応を決定する。

（計画の変更）

第９条　甲は、本計画書に記載された内容を変更しようとするときは、書面にて、乙の承認を受けるものとする。

（秘密保持）

第１０条　甲及び乙は、本研究の遂行の事実及び本契約の履行により知り得た相手方の技術、生産、営業その他経営に関わる秘密情報（以下「秘密情報」という。）を事由名目のいかんを問わず第三者に一切漏洩開示しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではない。

⑴　あらかじめ開示者の書面による承諾を得たもの

⑵　開示等された時点で既に公知のもの及び被開示者の責めに帰することのできない事由により公知となったもの

⑶　開示を受ける以前に自己が保有していたもの

⑷　正当な権限を有する第三者より適法に取得したもの

⑸　裁判所又は関係監督官庁の命令又は指示によるもの。ただし、この場合、事前に開示者に通知をするものとする。

２　甲及び乙は、秘密情報を相手方に開示する場合には、次の各号によるものとし、当該方法により開示された秘密情報について前項に定める義務を負うものとする。

⑴　書面その他有体物により開示する場合には、「機密」、「極秘」又は「CONFIDENTIAL」の明記（以下「機密表示」という。）がなされていなければならない。

⑵　口頭又は磁器記録媒体等の機密表示が不可能な開示方法により開示されるものについては、開示の際に秘密である旨を告げ、開示の日から３０日以内に、秘密情報の内容及び開示の日時を記載し、秘密である旨を明示的に表示した書面により相手方に提示するものとする。

３　甲又は乙は、相手方から受領した秘密情報については、取扱責任者を定め厳重に管理するとともに、相手方から返却を指示されたものについては、相手方の請求により遅滞なく返却する。

４　甲又は乙は、相手方から受領した秘密情報を複写する場合には、必要最小限に限るものとし、複写物の管理については前項によるものとする。

５　甲は、第５条により自己の担当部分の全部又は一部を第三者に委託する場合には、事前に乙の書面による承諾を得た上で、当該委託先に対し、必要な範囲で相手方の情報を開示等することができるものとする。この場合、甲は、自己の責任において当該委託先に本条に定める自己の義務と実質的に同じ内容の秘密保持義務を遵守させるものとし、相手方に対し責任を負う。

６　本条は、本契約と本研究の内容を知らず、かつ、開示者が提供した秘密情報の存在も知らず、アクセスする機会もない被開示者の組織に属する者が独自に開発した当該秘密情報と同一の情報には適用されない。

（本研究の発表）

第１１条　甲及び乙は、本研究の成果について学会、論文誌、書籍等において発表する場合、発表時期及び内容については、事前に甲乙協議の上決定する。ただし、甲乙は正当な理由がない限り相手方の発表を拒否することはできない。

（損害賠償）

第１２条　甲又は乙が本契約に違反して相手方に損害を与えた場合は、違反した当事者は相手方に対しその被った損害を賠償する責めを負うものとする。

２　前項の損害賠償すべき範囲は、本契約の違反により相手方に直接発生する損害に限定する。

３　第１項の損害賠償の限度額は、本契約第２条第1項に示す金額とする。

（契約の解除）

第１３条　甲又は乙は、相手方が本契約に違反した場合又は本契約を履行しない場合には、当該違反の是正又は本契約の履行を催告し、催告の後３０日以内に当該違反の是正又は本契約の履行を行わないときは、本契約を解除することができる。

２　甲又は乙が破産、会社更生、民事再生等を申し立て、又は他から申立てを受け、営業を停止し、あるいは差押、仮差押、仮処分等を受けた場合、相手方は本件契約を直ちに解除することができる。

３　前２項に定める解除は損害賠償の請求を妨げない。

（契約の有効期間）

第１４条　本契約の有効期間は、本計画書に定める。本研究の期間の延長又は短縮が合意された場合、本契約の有効期間も当該変更に従って伸縮する。ただし、当該年度の３月３１日を越えて延長することはできない。

２　前項の定めにもかかわらず、第７条、第１１条、第１２条、第１３条第３項、第１５条、第１６条及び本項の定めは本契約の解除又は終了後も有効とし、第１０条の定めは本契約の解除又は終了後３年間有効とする。

（協議）

第１５条　本契約に定めのない事項は甲及び乙が信義誠実の原則に則り別途協議の上、その解決を図る。本契約の定めにつき生じた疑義は、民法、商法、特許法、その他日本国法令により解釈するものとする。

（専属的合意管轄裁判所）

第１６条　前条によっても本契約に基づく当事者間の争いが解決できない場合は、甲及び乙は、被告となる当事者の所在地に土地管轄を有する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとする。

本契約を証するため、本契約書２通を作成し、甲・乙記名押印の上、各１通を保有する。

２０●●年●●月●●日

　　　　　　　　　　　　　　　　甲　広島県広島市安佐南区大塚東三丁目４番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　公立大学法人広島市立大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　若林　真一

　　　　　　　　　　　　　　　　乙

別紙

（様式第２号）

受託研究計画書

　１　代表研究者の所属・職位・氏名

広島市立大学　●●研究科／●●学部（●該当しない方を削除）

　２　研究題目

　３　研究目的及び内容

　４　研究期間

２０●●年●●月●●日～２０●●年●●月●●日

　　　（２０●●年度を越える場合は、新年度は新規契約とする。）

　５　研究参加者及びその分担

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 研究参加者 | 職位 | 分　　　　担 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　６　実施場所

　　　公立大学法人広島市立大学　●●研究科／●●学部（●該当しない方を削除）

広島県広島市安佐南区大塚東三丁目４番１号

　　※　必要な場合その他の場所も記す。